

# 戦略的資源確保事業〔投資環境調査〕(8)

## ブラジルの投資環境調査

金属資源開発調査企画グループ企画チーム 担当調査役  
uematsu-kazuhiko@jogmec.go.jp

植松 和彦

### はじめに

ブラジルは、日本の23倍という広大な国土を持つ鉱物資源の豊かな国である。特に近年、ブラジルは目覚ましい経済発展を続けており、BRICsの一角としてその動向が世界の注目を集めている。従来は、農業生産国、鉄鉱石生産国として有名であったが、工業化の進展とともに自動車産業等が発達し、これらの産業によるGDP貢献度が大きくなってきた。

鉱物資源に関しては、鉄鉱石の埋蔵量において世界第1位で、生産量において世界第2の地位を占めている。我が国鉄鋼生産の原料供給国として重要な位置付けにある。一方非鉄金属分野に関してはあまり開発が進んでいなかったが、近年のソセゴ銅鉱山の開発・操業の開始などに見られるとおり、ベースメタル探査・開発活動も拡大の一途にあり、世界の主要銅生産国になる日も遠くない。

本稿では、サンチャゴ事務所がブラジルの現地コンサルタント(TARGET社)の協力を得て実施したブラジルの投資環境調査結果の中から鉱業投資に係る法制、税制、開発地域に係る各種規制、生産動向など主要事項を取り上げてその概要を紹介する。

### 1. 鉱物資源に係る法的枠組み

#### (1) 鉱業法

ブラジルの鉱物資源に関しては、1995年に制定されたブラジル共和国憲法及び鉱業法でこれを定めている。憲法上では鉱物の所有権が土地と分離され、連邦国家に帰属するといった性質を持つ(ブラジル共和国憲法第176条)。これらの法律を執行・管理する機関がブラジル鉱産局(DNPM)である。

外資参入の制限事項に関しては、1995年の憲法改正によって1988年憲法の規制が撤廃され、「ブラジルでの鉱業活動は、ブラジル国民、或いはブラジルの法律に基づき設立され、ブラジル国内に本部及び経営基点の置く会社によるもののみが、合法と認められる」と定められている。

#### (2) 先願権

鉱業法では、鉱業権の申請者(個人または法人)は、当該鉱区の鉱業権が他者によって取得されていないこと、及び他の必要条件が全て満たされていることが調査申請によって証明されれば、その鉱区での鉱業権(先願権)を獲得することになる(鉱業法第11条のA項)。

#### (3) 政府機関

ブラジルの鉱業を所管する省は、ブラジル鉱山動力省(MME)であり、同省組織下にDNPMが設置され、DNPMは、鉱物資源利用に対する法の適用や管理を所管(法律8.876/94号の第3条)している。

DNPMは、本部がブラジリアに置かれる他、国内数か所に支局が設置されている。

鉱物資源の利用に関する活動は全てDNPMの査察を

受ける義務があり、鉱物資源の利用(採掘・選鉱・製錬・販売・消費・工業化)に従事する個人もしくは法人は、DNPMの代理機関の行う査察及び作業の便宜を図り、設備の提供及び以下の情報を与える義務がある(鉱業法第13条)。

生産規模並びに生産物の品質

上記の作業或いは活動に関する技術的並びに経済的条件

市場並びに販売価格

鉱物の生産量、消費量及び消費に関連する技術的、経済的条件

現在、ブラジルでは鉱業権の付与に関する法的制度は対象鉱物やブラジル固有の個人採掘者(ガリンペイロ)等を考慮し4つの制度があるが、このうちの3制度に関しDNPMが鉱業権を付与する制度となっている。

#### (4) 特定鉱物や採掘者を考慮した鉱業権付与システム

鉱物資源の探査・開発に関連する法的制度は、鉱物の多様性・開発の難度・生産品の用途・社会的特性に従い、以下のような制度に分かれている。

**採掘権制度** 全ての鉱物を対象に適用されている(鉱業法第2条)。

**免許制度** 公共土木事業での即時的な鉱物使用・赤粘土の使用・土壌回復のための石灰質土壌などに適用される。免許は、土地の保有者、あるいはその当人から認可を得た者のみに付与される(鉱業法第2条)。

**ガリンペイロ採掘認可制度** 手作業による採掘が可能な鉱物開発に適用される（鉱業法第2条）。

**独占制度** 連邦政府の州・連邦区（ブラジル）・市における直接/間接機関による土地回復を目的とした工事での即時的な鉱物開発のみに限って適用される（鉱業法第2条IV）。

これらの各制度の目標は、土地所有者に（その土地に）埋蔵される鉱物資源の開発する権利を付与並びに登録するものであり、採掘権制度は連邦政府（MME）によって、残り3つの制度はDNPMによってその付与が行われる。

独占制度とガリンペイロ採掘認可制度は、特殊な場合に適用され（前者は政府による採掘、後者は手作業による採掘）その他のケース（金属鉱石の採掘・鉱物の工業的開発・鉱水など）は、採掘権制度を通じての権利取得となる。

本稿では次項で全ての鉱物を対象に適用されている採掘権制度につき詳細を説明する。

## （5）採掘権制度

### 目的及び制度の適用範囲

この制度は、採掘権（鉱業法第43条に基づき連邦政府が付与する。）の取得を目的とするものである。権利取得においては、事前に採掘認可をDNPMから取得し、生産鉱物の量・質・生産範囲などの調査を行うことが必要となる（鉱業法第15条）。

採掘権は、独占企業のみならず採掘が許可される資源（石油・天然ガス・放射性鉱物等）を除く全ての鉱物に適用される。

### 申請調査

**空鉱区**：採掘権の申請対象地域は、鉱業法第18条で定める以外のものは自由と見なされている。これに関しては、詳細をDNPMに再確認することが望ましい。

**申請対象者**：ブラジルの国民あるいは法人。

**書類提出と処理手続き（鉱業法第16条）**：採掘の申請は、DNPM局長宛てに提出され（実際の受付は当該鉱区のDNPM支局）記録と番号の振り当てが行われる。申請は原本2通からなり、以下のような事項が記入されていなくてはならない。

### 【記入事項】

個人による申請：氏名・国籍・婚姻状況・職業・住所・納税者番号

法人による登録：会社名・国家商業登記所に登記の登記簿謄本・住所・納税者番号

420.28R\$以上の手数料納付の証明（DNPM法令304/04号）

採掘対象鉱物の名称

採掘申請地域の面積（ha表示）と、その帰属州/

行政区

採掘申請地域の詳細（DNPM法令15/97号の定義に従い記述）

採掘申請地域の位置図（DNPM法令15/97号に従い作成）

採掘計画 予算額や資金調達計画・採掘計画を作成した採掘地質学者または鉱山技術者のART（技術面での責任所在を示す表）調査申請は、DNPMのウェブサイト上の電子フォーム（手数料納付/設備/採掘計画の証明を除く記入欄がある。）で行うことが可能である。

申請書において上記のいずれかの事項に関する記入漏れがあった場合、鉱業法第17条に基づき、採掘の申請は受理されない。

技術者及び地質学者の提出書類は全てDNPMによって審査され、それらに問題がないと判断されれば、DNPM局長が採掘認可を付与する。

### 採掘認可

採掘認可は、官報告示される。この認可を取得すれば、2～3年間（採掘対象鉱物によって異なる。DNPM法令392/04号の第3条参照）において、鉱床の品位・鉱量を明確化するための採掘活動や、鉱物の賦存場所の確認を行うことができる。

**鉱区アクセス（鉱業法第27条）**：採掘認可証保有者は、土地所有者との友好的協定、或いは行政機関との協定（採掘活動によって生じる収入と補償が、管轄地区の判事によって定義付けられる）を通して行うことが可能となる。

**採掘認可証保持者の義務**：採掘認可証保持者は以下のような義務を果たさなくてはならない。

a) 採掘活動の開始（鉱業法第29条）

採掘認可証保有者が土地所有者である場合、或いは鉱業法第27条に基づき土地所有者との間で補償金の支払額及び時期に関する合意が得られている場合、官報で採掘認可が告示されてから60日以内に採掘を開始しなければならない。

土地の占有並びに損害に対する補償金の評価が裁判で審査される場合は、採掘地域への法的手続きが取られてから60日以内に採掘を開始しなければならない。

b) 正当な理由無しに、連続して3か月以上、或いは累計120日以上、採掘を中断してはならない（鉱業法第29条）。

c) 採掘活動は、採掘認可で定義された地域内のみで行われること。

d) 採掘活動の開始・再開・中断、及び、採掘認可証に明記されていない有用鉱物の発見の際には速やかにDNPMへの報告を行うこと（鉱業法第29条の単項）。

e) 年に1度、DIPEM（採掘投資報告）を行うこと

( DNPM 法令 259/04 号 )

- f ) 年税 ( ha 当たり 1,55R\$/ha/年 ) を収めること ( DNPM 法令 304/04 号 )。探鉱認可が上半期に付与された場合は 7 月の最終営業日、下半期に付与された場合は翌年の 1 月までに納税 ( 鉱山動力省法令 503/99 号第 4 条 )。
- g ) 第三者の権利を尊重し、損失や損害が生じた場合はその賠償を行う ( 鉱業法第 22 条 )。
- h ) 環境への損害の責任を負う ( 法令 98.812/90 号の第 16 条 )。
- i ) 探鉱認可の有効期限内に探鉱作業が終了した時は、地質学者または鉱山技術者が作成した作業内容の報告書を提出しなければならない ( 鉱業法第 15 条単項及び第 22 条 )。
- j ) 探鉱中の鉱物の移動は、DNPM によって商業的量の譲渡が認可されない限り ( 譲渡の条件は DNPM によって指定される )、分析・工業化試験の目的のみによって行われるものとする。

**探鉱権の譲渡：**探鉱認可は、その付与において既に法的な要求事項が満たされていると認められているので、譲渡することが可能である。譲渡は、DNPM の正式な承認の後に有効となる ( 03/97 の DG DNPM Normative Instruction の 1.1 項・1.2 項 )。

#### 探鉱活動の報告

探鉱活動の報告には以下に関する調査が含まれなければならない ( 鉱業法第 22 条 )。

- ・地質学的調査
- ・鉱床の定義付けに必要とされる技術的調査
- ・探鉱技術を証明するような調査

DNPM は上記の報告の正確性を吟味し、以下の裁定を実行する ( 鉱業法第 30 条 )。

- ・鉱床の存在が証明された場合は、報告書を承認する。
- ・報告内容から、探鉱作業の不十分性或いは誤った探鉱技術が認められる場合は、報告は承認しない。
- ・鉱床が存在しないことが確認された場合は、その報告を保管する。報告の対象となった鉱区は、空鉱区として将来の調査申請の対象に含められる。将来的な申請者は、この報告書の閲覧が可能。
- ・探鉱が一時的に不可能であると報告された場合、報告の審査は延期される。DNPM は報告書の提出者に対して、探鉱技術の実用性に関する新たな報告書の期限内での提出を要請し、報告書を保管する。

報告が官報によって承認された場合、申請者はその日付から 1 年間の猶予期間内に探鉱権を申請 ( 申請者が個人の場合は、権利を法人に譲渡する形でそれを行う ) する必要がある ( 鉱業法第 31 条 )。この猶予期間は、その期間内に探鉱認可証保有者が延長を申請すれば、更に 1 年間延ばすことが可能である。

#### 鉱物資源開発(探鉱権取得前の試験探鉱操業の許可)

探鉱権が取得前の開発 ( 探掘 ) は、関連の環境法に従っており ( 鉱業法第 22 条 2 項 ) DNPM によって技術ベースの開発ガイド ( GU ) が付与されれば可能である。探掘量の上限は、DNPM 法令 367/03 号で定められている。

以下のような事項が、GU の付与される特例の範疇に入る。

- ・鉱物の国内外での市場性を調査する場合。
- ・探掘権の取得前に、鉱物の分析と工業的試験を行う場合。
- ・市場保証のための鉱物の供給、あるいは探鉱費用の支払い ( 上限 50 % ) のために鉱物の商業化が必要な場合。

探鉱権の保有者による GU 取得の申請は、DNPM 局長宛てに作成され、当該鉱区の DNPM 支局に受理される。申請においては、DNPM が求める各種の情報提供や証明が必要となる。申請が認可されれば、管轄の DNPM 地方支局によって、GU が付与される。

#### 探掘権の申請

**申請対象者：**法人

**書類提出と処理手続き ( 鉱業法第 38 条 )：**探掘権の申請は、探鉱認可証保持者あるいはその継承者が鉱山動力大臣宛てに行うものであるが、実際の手続きは、鉱区の属する地域の DNPM 支局への以下のような情報や証明の提供といった形となる。

- ・国家商業登記所への企業登記証明書。
- ・探掘される鉱物物質の名称と、探鉱認可の取得の証明及びその報告書承認の証明。
- ・探掘対象地域やそれに関する場所の名称と位置を正確かつ明瞭に記述、描写する。地図に正確かつ明瞭に記載されるべき河川・溪谷・鉄道・高速道路、及び、明白に識別できる自然境界線や地理的特徴も記載のこと。( 存在する場合は ) 近接の探鉱認可や探掘権・市・町・村・州の名前と、それらの土地所有者または法的土地所有者の名前と住所も明記。
- ・探掘予定地域の境界線は、実際の東西南北に正確に沿った直線によって幾何学的に示されること。これらの直線の頂点の二つ ( 場合によっては一つ ) は、地図内の土地の明確な定点と結ばれ、それらの各辺の長さや方位が示されること。また、探掘予定地域と利害関係のある土地所有の範囲とその所有者名も記載し、それらの位置図を添付のこと。
- ・鉱山で利用されるべき地役権。
- ・鉱床の経済的利用計画 鉱石処理施設の詳細と、関連の鉱山技術者の責任の所在を示した報告書 ART を添付のこと。
- ・鉱床の経済的利用計画と、操業に必要な資金が調達されていることの証明。

鉱床の経済的利用計画は2通作成され、以下の内容を含まなければならない。

- ・申請理由の説明書
- ・採用予定の採掘方法（最初の生産量とその後の拡張計画）
- ・坑内掘りの場合は照明・換気システム・輸送・信号/安全
- ・地上の鉱石運搬機関・選鉱/製錬/凝集施設
- ・発電/空調/給水施設
- ・鉱山衛生と関連の作業
- ・山元の宿泊施設とその生活条件
- ・鉱水を含む鉱体の場合は、湧水の捕集と防止・パイプライン・供給/利水施設
- ・賠償・救済措置の計画（新鉱業法規 1.5.5 項と 1.5.3.1 項）
- ・環境影響管理計画（新鉱業法規 1.5.6 項と 1.5.3.1 項）
- ・閉山計画（新鉱業法規 1.5.7 項）
- ・CPRH（環境及び水資源に関する州機関）の発行する導入免許（CONAMA 決議 09/90）

#### 採掘権

採掘申請が DNPM の審査を通れば、採掘権が鉱山動力大臣によって付与される。採掘権の取得においては、州の環境機関からの操業権の取得が必要となる。

**付与条件：**採掘権の付与には以下のような条件が満たされていることが必要である（鉱業法第 37 条）。

- ・事前に採掘活動が実施され、その報告書が DNPM によって承認されている。
- ・採掘地域が採掘範囲内であり、採掘/鉱石処理作業が技術的かつ経済的なものである。

**採掘権保有者の義務：**採掘権者は、以下の義務を負う（鉱業法第 47 条）。

- ・採掘作業は、DNPM が認める特段の理由がない限り、官報で採掘権付与が告示後 6 か月以内に開始する。
- ・採掘作業は、DNPM 承認の採掘計画（正式な写しを鉱山現場に保管のこと）に沿って実施する。
- ・採掘権告示で指定された鉱物のみを採掘する。
- ・採掘権告示では指定されていない鉱物を発見した場合は、速やかに DNPM へ通知する。所定の法規を遵守の上で採掘作業を実施する。
- ・採掘作業は、法的な資格を有する技術者に委任する。
- ・乱掘によって、将来の鉱山開発を困難あるいは不可能としない。
- ・採掘によって直接的、あるいは間接的に生じる第三者への損失や損害には責任の責めを負う。
- ・山元の居住地の安全/衛生を促進する。
- ・水資源の浪費を防止し、近隣不動産に損失や損害を与えるような水は排水しない。
- ・採掘/選鉱/製錬によって生じる大気/水質汚染を防止する。

- ・採掘やそれに伴う利水においては、技術規則に従いこれらの保護に努める。
- ・政府機関の査察で指示された事項を実施する。
- ・DNPM への事前報告なしに採掘を一時中断しない。
- ・採掘作業を一時中断する場合は、鉱山の状態を良好に維持しその再開に備える。
- ・毎年 3 月 15 日までに、前年の採掘活動の報告を DNPM に提出する。
- ・官報で採掘権付与が告示後 90 日以内に、DNPM に鉱床の占有を申請する（鉱業法第 44 条）。
- ・純利益の 2 ~ 3 %（採掘される鉱物により異なる。）を、CFEM（鉱物資源採掘における財的貢献）に確保する（法令 01/91 号第 13 条 1 項）。
- ・採掘に伴う収益への参与権（CFEM への貢献額の 50 %）を支払う（鉱業法の第 11 条 1 項）。
- ・環境に損害を及ぼした場合は、その責任の責めを負う（法令 98.812/90 号の第 16 条）。

#### （6）環境ライセンス

上記で紹介した採掘権制度、免許制度、ガリンペイロ採掘認可制度及び独占制度のいかなる制度の下でも、権利の申請においては、上で紹介した必要事項の提出の他に、DNPM からの要請（鉱業による環境影響の抑制計画の実施など）に備えて環境ライセンス（州の環境機関が発効）を取得することが必要である。

鉱物資源開発における環境ライセンスの取得手続きは、CONAMA 決議 09/90 号（採掘権の制度に適用）と CONAMA 決議 10/90 号（免許制度に適用）の 2 通りがある。他の制度による採掘における環境ライセンスの取得に関しては、CONAMA では特に定められておらず、法令または鉱山動力省の管轄となる。本稿では採掘権制度に関するライセンス取得につき以下に紹介する。

#### 【採掘権制度の場合の環境ライセンスの取得】

CONAMA 決議 09/90 号では、以下のような 3 種類の環境ライセンスについて記されている。

##### 事前ライセンス - LP :

- a) 鉱業段階：計画と実行可能性の調査
- b) 必要書類：LP の申請書、LP の発行申請の写し、市機関の証明書、環境影響調査（EIA）の書類、CONAMA 決議 01/86 号に基づく RIMA（環境影響報告）

##### 導入ライセンス - LI :

- a) 採掘段階：鉱山開発・鉱業複合施設の導入・環境影響抑制プロジェクトの実施
- b) 必要書類：LI の申請書、LI の発行申請の写し、鉱床の経済的利用計画に対する DNPM の認可を証明する書類、環境調整計画、（場合によっては）しかるべき機関から発行された森林伐採のライセンス

**操業ライセンス - LO :**

- a) 鉱業段階：開発・選鉱・（付随的な実施として）環境調整システムの導入
- b) 必要書類：LOの申請書、LOの発行申請の写し、LIの利権付与の写し、採掘権の正式控え

**2. 税制****(1) 概要**

ブラジルの税制は連邦税、州税、市税の3つの区分がある。ブラジルの税制を一言で述べるならば非常に複雑である。このため実際にブラジルでの投資を検討する場合は現地の会計事務所等の指導を受けることを薦める。鉱業活動に対しては、他の経済活動と同様の税制が適用される他、採鉱に関する徴収金/手数料/賠償金(CFEM：連邦ロイヤルティなど)なども賦課されている。

**(2) 法的根拠**

ブラジルの税制に関しては、国税システムの一般原則をブラジル憲法第VI編の第I章の第I節(第145条)で定めている。また、これに加え連邦税制に関しては、National Tax Code(全国税法規範 - 1966年10月25日制定の法律5172号)で、租税に関して「課税は、各州の状況とは分離されて納税者に関わる」と定義付けられている。

**(3) 連邦税****区分**

主要な連邦税は以下のとおり。

- ・ 輸入税
- ・ 輸出税(IE)
- ・ 工業製品税(IPI)(鉱物は適用除外。)
- ・ 法人税(IRPJ)
- ・ 源泉徴収(IRRF)
- ・ 金融取引税(IOF)
- ・ 社会保障負担
- ・ 社会保障拠出金(COFINS)
- ・ 社会統合プログラム(PIS/PASEP：PIS)
- ・ 公務員財産形成計画(PASEP)
- ・ 純益社会寄付金(CSLL)

**法人税及びこれに関する特質**

ブラジル憲法の第153条第2項Iに従う、あらゆる性質の所得/収入税は、法によって定められるそれらの一般性・普遍性・漸進性の種類に従い賦課される。税率は15%であり、課税対象額が月額2万R\$を超えた場合、上記の率に10%を追加する。

**評価ベース：**

実質利益：会計年度の正味利益(法規に従い、加算・控除・相殺などが加味される)ベースとなる。

以下のいずれかの条件の当てはまる法人は、実質利益の評価を行う必要がある。

- ・ 前暦年の総収益が24百万R\$以上である。営業を開始して12か月に満たない場合は、営業期間の月数が一年間に占めた割合に基づき、年間利益を算出すること。
- ・ 金融機関。
- ・ 海外から利益/収入/キャピタルゲインを得ている。
- ・ 課税免除/控除のような財的恩恵を受けている。
- ・ 暦年単位で見積もられた所得税を、月分割で納税している。
- ・ 債権買取業を営んでいる。

1996年1月1日からは、財務諸表でのコレソン・モネタリア(インフレ対応のための通貨価値修正システム)の使用は企業に対しても一切、禁じられている。実質利益の評価においては、販売された財・サービスの生産費用(以下参照)を加味することが必須となっている。

- ・ 原材料の購入費用・生産のために利用あるいは消費された財・サービスの費用
- ・ 生産に関する人件費(監督・メンテナンス・監視などにおける人件費など)
- ・ 生産に使用された財のリース・メンテナンス・修理・減価償却の費用
- ・ 生産に直接関連する割賦償却費
- ・ 生産に使用される天然資源の減耗による費用

**償却：**

課税評価においては、その評価期間中の磨耗・自然行動・通常の陳腐化によって生じる資産減価を費用額として計上することが可能である。

減価償却ではいかなる場合においても、償却配分の累積額がその購入額を上回ることはない。定率型減価償却では、当該資産の耐用年数に基づき、年間の償却率が設定される。

可動資産に関しては、以下のような一日の稼働時間に基づく比率を使用した加速型減価償却が適用される場合がある。

鉱山・鉱床・森林の開発に使用される物品の償却では、償却期間が耐用年数より短くなることもあり、償却配分(課税評価期間ごとに記録される)は、利権付与期間・開発の契約期間・課税期間の生産量と、鉱山の既知期待生産量/森林の開発範囲との相関などによって決定される。

特定の産業あるいは活動に対しては、建設の奨励・設備の更新/近代化を目的に、一定期間における加速型償却の適用が認められる場合がある(加速型減価償却の奨励)。

**割賦償却：**

付与や行使の期間に制限が設けられている利権の買収に使用された資本・納税者による使用期間が法

的にあるいは契約によって制限されている財の購入に使用された資本割賦償却が適用される場合がある。これには、鉱山/鉱床の探鉱/測量に関する費用（納税者がその資本化を希望する場合は、探鉱/探掘の権利保有者が鉱山技術者の指導のもとに行う F/S 調査の費用も含む）も対象とすることができる。

#### 鉱物資源の減耗：

鉱山の開発に伴って生じる鉱物の価値低下は、各課税期間に費用として計上することが可能である。各課税期間の資源減耗額は、当該の課税期間の生産量・既知期待生産量・権利の付与期間が加味されて算出され、埋蔵鉱物の買収/探鉱の費用として計上される。この条件は、無尽蔵の鉱物資源（鉱水など）には適用されない。

第三者からの鉱業権の買収において、その費用が探鉱費用だけではなく埋蔵資源価値も反映する場合（多くのケースにおいてはそうなる）は、資源の減耗によってロイヤルティの減算が生じることになる（埋蔵鉱物の価値は、採取による資源枯渇によって減るものと見なされているので）。

ブラジルでは鉱物資源は連邦国家の所有であり、これらの開発に関してはロイヤルティまたは補償金（CFEM）の支払いが必要となるが、権利保有者は、（課税対象となる）実質利益の評価において減耗控除を受けることも可能である。つまり、鉱物資源の開発においては、税徴収と所得控除の両方が発生する。

#### （４）州税

**概要：**州/連邦区税には、相続税・ICMS（商品流通税）・IPVA（自動車保有税）などがブラジル憲法第 155 条のもとに定められている。この中でも ICMS は特に商工業での活動に広い範囲で関わっている上、各州の税歳入の中でも最も高い割合を占めるため、重要性を持つものとなっている。ICMS（商品流通税）は、物品の流通・州間/市間の輸送サービス・通信サービスを対象とした税である。

#### （５）市税

ブラジルには、IPTU（都市部の不動産または土地財産に対する課税）・ITBI（不動産所有者間での取引）・ISS（ICMS の適用されていないサービスの取引に対する課税）などの市税がある。これらの市税は全て鉱業にも適用され、IPTU に関しては年ベースでの納税となるので、納税者（都市部の建物や土地の保有者）は固定額の納税額を負担することになる。

#### （６）鉱物資源開発補償（連邦政府ロイヤルティ：CFEM）

鉱物資源開発補償（CFEM）は、1988 年にブラジル憲法第 20 条によって確立された（IX で「鉱物資源は、

地中に埋蔵されるものも含み、連邦国家の所有」と定められる）。

#### ブラジル憲法第 20 条 IX 第 1 項

“法のもと、州・連邦区・市都・連邦政府の直轄行政機関は、大陸棚・海域・排他的な経済水域における領域での石油・天然ガス・発電源としての水資源・その他鉱物の探鉱や調査の結果得られる利益への参加、又はこれらの探鉱や調査における財政的補償を受ける権利を有する。” DNPM は、CFEM は公的価格に基づくといった法的性質と補償的な性質のものであるという見地から税とは見なしておらず、税法ではなく民法に従うべきものであると解釈している。

#### CFEM：

CFEM は従価方式のロイヤルティであり、1989 年 12 月 28 日制定の法律 7990 号第 6 条では、鉱物資源の経済的利用のための探鉱における財政的補償は、当該の探掘によって得られる資源（最終加工の段階であり、かつ、工業化される前の段階のもの）の販売によって得られる純利益の最高 3 % と定められている。

1990 年 3 月 13 日制定の法律 8001 号では、CFEM の評価ベースとなる利益は、販売の総収入から、鉱物販売に賦課される租税（ICMS・COFINS・PIS など）額と輸送及び保険費用を差し引いた額と定められている。また、“パニング・マイニング”による鉱物採取に関しては、その鉱物の最初の購入者が補償を支払うことになる。

1991 年 1 月 11 日制定の法令 1 号第 14 条では、（探鉱に対する）財政的補償の算出法に関して以下が定義されている。

#### 【定義】

・鉱物探掘活動とは、鉱床・鉱山・岩塩坑・その他の埋蔵地から、鉱物を経済的用途のために採取することである。

・純利益とは、販売利益の総額から、鉱物の販売における納税の総額及び、鉱物の輸送費用/保険費用を差し引いた額である。

尚、第 14 条では、鉱物の加工方法も定義（基本的には、鉱物に鉱物学的な変化を加えないものであること・加工済みの時点で IPI の対象とはならないことなどとなる）されている。

#### 課税対象：

法令 1 号第 15 条では、「最終的な加工段階を経ており、工業的な変化を加えられる前の鉱物が鉱脈・鉱山・岩塩坑、あるいは設備から出荷される時点で課税が発生する」と定められている。

#### 税率：以下のとおり。

・アルミニウム・マンガン・塩岩・カリウム鉱石  
3 %

- ・鉄・化学肥料・石炭・その他金を除く鉱物 2 %
- ・貴石（宝石原石）・カット可能な天然宝石・炭酸塩・貴金属 0.2 %
- ・金（鉱業会社によって採取されたもので、パニング採取によるものは除く） 1 %

**徴収された税の分配先：**以下のとおり。

・州または連邦区	23 %
・市	65 %
・DNPM	12 %
計	100 %

DNPM 分のうち 2 % は、IBAMA（ブラジル環境・再生資源研究所）あるいは他の関連機関を通じて鉱山地域の環境保護に使用される。

#### 査察：

法律 8876 号第 3 条 IX 及び法令 1324 号第 2 条 IX（いずれも 1994 年制定）のもと、DNPM が CFEM の徴収に関する査察を行う。

#### CFEM の評価

ブラジル憲法第 20 条第 1 項で定められる鉱物探鉱に対する財政的補償（CFEM）の額は、全ての鉱山業者/鉱山で公式価格化されている。これらの鉱脈（鉱山）は連邦国家の所有であり、探鉱あるいは開発の目的により、他の種類の土地所有とは切り離して考えられる。そして、これらの土地における権利保有者は、鉱業活動によって得られる利益（すなわち鉱物生産品）を法のもとに保証されている。

現在の鉱業は、次世代の福利に対する責任を全うするための永続的/長期的な恩恵を創出するものとなっているといった面からも、単なる「需給フローへの経済的対応」といった枠を超えているため、「持続可能な開発の原則」がその評価の基準となっている。

鉱物資源には埋蔵量に限界があり、それらの採取は鉱山に避けようのない減耗を与えることから、鉱業活動の行われる期間において、それらによって得られる利益を多方面の活動の支援に充当することは必須である。

このような再投資は早期に行われれば行われるほど、鉱山活動の終了後に直接的な影響を受ける地域社会への恩恵的效果が高くなる。

このような地域社会での利益の分配を可能とするためには、それらを適切に行うことが第一である。また、鉱業権の保有者は、鉱業活動によって権利が付与された地域の資源を必然的に減耗させ、その価値を低下させることになるので、権利を付与した側（ブラジル連邦）に対し、その補償を行うべきとされている。

だが、この利益の分配の割合は、市・州に対する

ものが主を占め（産業の管理や育成の費用に主に充当）、連邦国家に対するものは僅かである。これは、鉱業活動による利益は、採掘後の地域社会の持続可能性や独立性を確立するような活動の育成に使用されるべきものであるからである（徴収された CFEM の用途に関する法律の制定においても、給与や負債返済に使用するという案は否決されている）。

したがって、CFEM は、肯定的及び反駁不可能な側面のみを持つものである。だがその反面、社会的責任の遂行といった経済的負担を負う企業からは、このような利益の分配は費用の増大を招くといった批判が生じることにもなっている。これは特に、こういった費用の増大を他者に転嫁することが出来ず、（その費用を負う義務を課せられていない）海外市場での競争力を失う恐れのある輸出企業で顕著である。

しかしながら CFEM は固定率で算出され、全ての鉱業事業に公平に賦課されるので、国内では競争力に歪曲を生じることはない。したがって、CFEM によって市場の歪曲が生じるとすれば、それはこの制度自体ではなく、その回避（納入逃れ）によって引き起こされるものであると考えられる。

輸出業者からの CFEM に対する批判も誇張の節がある。CFEM は鉱業利益の分配と適用における唯一のメカニズムである上、その賦課率は純利益の 3 % と、（輸出には適用されていない）ICMS の税率よりもはるかに低い。加えて、輸出活動に関しては、数々の奨励措置が設けられている。

現在の社会における消費及び社会福利の水準を考えると、鉱物資源利用を持続可能なものとするのが必要なのは明白である。これを実現するには費用の投入が必要となるが、CFEM はその役割の一つを担っており、その徴収歳入は、地域社会に充当されるべきものであると言える。

#### (7) 土地所有者へのロイヤルティ

採掘権制度のもとに行われる探鉱においては、探鉱地が探鉱認可取得者の所有でない場合、土地所有者にロイヤルティの取得が保証されている。このロイヤルティの額は、1994 年 7 月 1 日制定の法律 8901 号で“連邦ロイヤルティ（CFEM）の 50 %”と定められおり、1989 年 12 月 29 日制定の法律 7990 号・1990 年 3 月 13 日制定の法律 8001 号に準拠するものとなっている。

#### (8) 探鉱認可取得者に賦課される ha 当たりの年間手数料

この手数料は、1996 年 11 月 14 日制定の法律 9314 号によって定められており、鉱山動力省が 1997 年 1 月 16 日に制定した法規 13 号に基づき管理されている。探鉱認可取得者はこれに基づき、認可の適用される探鉱地域 1ha につき 1UFIR（探鉱認可の更新後は 1.5UFIR）の手数料を、DNPM に最終的な探鉱報告書

を提出するまでの期間、支払うことが義務付けられている。(2000年3月現在 1UFIR = 0.60US\$)

DNPM が探鉱の認可と事務処理を行うことから、上記のような探鉱手数料は、憲法で定められる税徴収の法に整合するものとなっている。

上記の他にもこの手数料を正当化する理由がいくつか存在する。それらは、この手数料が「鉱物埋蔵地の大土地所有」の確立の回避を可能にする、または、鉱区の占有的利用に対する補償となるなどである(探鉱が認可されてしまえば、その有効期間において他者の鉱区へのアクセスは困難となるので)。

また、鉱区の整備には費用が伴うものであるが、探鉱手数料は、探鉱の円滑な実施・利益少の土地の放棄・第三者の探鉱アクセスを排他するだけの探鉱認可取得防止などを奨励するものでもある。

### 3. 外国資本による投資への対応

#### (1) 最近の動向

昨今、ブラジルの連邦政府は、広範囲な産業における直接投資の獲得促進のために、継続的かつ詳細な外資投資政策(ブラジルの経済成長と工業発展の再活性化における国家戦略の一つ)の改正を行っている。

このような状況の中、国内では財政安定化計画の一環として国家民営化プログラムが導入され、ブラジル憲法の経済的秩序に関する条項の修正と、外資事業の設立に対する規制と租税賦課に対する以下のような緩和が行われた。

- ・外資企業のブラジルの株式市場への参入や民間企業の買収に対する規制の撤廃
- ・ブラジルで設立された外資系企業への BNDES の融資システムの緩和
- ・資本/利益/配当の本国送金・ロイヤルティや利益の本国送金に対する手続きや課税の軽減

上記のような緩和政策によってブラジルの外資投資誘致の競争力は増すことになっており、1994年7月以降、同国の外資資本フローは増大している。

#### (2) 外国資本の概念

ブラジルの外国資本に関する基本的な法律は、1962年制定の法律 4.131 号・1964年制定の法律 4.390 号によって定められ、法令 55.762/65 号・法律 9.249 号(1995年12月に補足法として制定)などのもとに管理されている。

ブラジルの外国資本に対する法的概念の範囲は極めて広く、海外からブラジルに投入される流動/無形資産・商標/特許・機械/設備(最初の外国財源の充当が資産としてのものではないこと・ブラジルでのサービスの創出を目的としたものであること)・ブラジルの経済活動への投資に使用される財源など様々である。このような外資の所有者は、個人、企業の両方が認められるが、海外に在住するか本拠地を構えていなければならない。

#### (3) 法及び税法上の平等

ブラジルの鉱業への外資投資は、法面、税制面の両方においてブラジル国内の資本投資と同等の待遇を受け、いかなる差別も憲法のもとに禁止されている。

#### (4) 中央銀行への登録

ブラジルでは、外資の投資/再投資及び、海外への送金は、BACENAEN(ブラジル中央銀行)で登録される(これはブラジルでの外資投資において非常に重要な要素を持つ)必要がある。

登録済みの外資投資に関しては、売却や配当による本国送金及びそれに付随する換金(レアル 外国通貨・商業レートで行われる)にも追加課税は適用されないが、未登録の外資投資の資本/配当の海外送金は不可能である。

外国人投資家は、配当・キャピタルゲイン(資本の削減・投資の売却などによって得られる)の両方における本国送金が可能である。

海外への配当送金額には制限は設けられておらず、15%の源泉課税も免除となっている。

外国人投資家は、登録額内の範囲であれば、キャピタルゲインの海外送金を非課税で行うことが可能である(登録額を超えた場合は、15%の源泉課税が適用される)。

#### (5) 技術支援とロイヤルティの合意

ブラジルの鉱山会社と海外企業/外国人との技術支援/移転に関する契約は、法律 15 号の国家工業所有権庁(INPI)の定めに従い、INPIでの登録と承認を取得することが義務付けられており、この手続きが完了して初めて、BACENAENでの登録が可能となる。BACENAENでの登録後は、契約で定められるサービスへの支払いやロイヤルティ支払いに関する海外送金が可能となるが、送金そのものにも BACENAEN の事前承認が必要である。

#### (6) 二国間租税協定

ブラジルは、我が国を含め多くの国家間との二重課税を防止するための租税協定を締結している。なお、米国と英国とは、税に関する協定は結ばれていない。

### 4. 探査・開発対象地域に関する規制

ブラジルでは鉱山開発(及びその他の経済活動)に規制が課せられている。これらの地域の多くは、先住民居住地や環境保護区で、特殊な或いは非常に厳しい法規が設けられている。主要な規制は以下のとおり。

#### (1) インデアン居住区

先住民居住地での鉱業規制に関する論議はなかなか進んでいないようである(1999年の Sergio Leitao の報告による)。

1995年、Romero Jucá 上院議員がインディオ居住地

での鉱物探鉱開発に関して提出した法案 121/9 号が翌年 2 月に上院を通過、同年 3 月には下院に上程され法律 1.610/96 号として可決された。



図 1 鉱物の探鉱/開発が国会承認を必要とする先住民居住地の分布

上記のような保護区での鉱区申請は可能であるが、関連法規が整備されていないため、そのような申請は実際には凍結された状態となっている。

(2) 連邦保護区及びその分類

ブラジルの連邦保護区には、以下のようなものが含まれる。

- ・ 国立公園 (P.N)
- ・ 生物学的保護区 (R.B)
- ・ 生態系保護区 (R.Ec)
- ・ 生態系ステーション (E.E)
- ・ 環境保護区 (A.P.A)
- ・ 重要生態系保護区 (A.R.I.E)
- ・ 国有林 (F.N)
- ・ 採取保護区 (R.Ex)
- ・ 森林保護区 (R.V.S)

以下は、IBAMA による生態系目録に記載されるブラジルの保護区のリストと分布地図である。

表1 ブラジルの保護区内訳

種類	小計	%	合計
生態系ステーション	30	4.36	688
国有林	70	10.17	
国立公園	55	7.99	
森林保護区	2	0.29	
生物学的保護区	27	3.92	
持続可能な開発の保護区	1	0.15	
採取保護区	42	6.10	
自然遺産の民有保護区	415	60.32	
環境保護区	29	4.22	
重要生態系保護区	17	2.47	



図 2 ブラジルの保護区域分布

■ Unidades de conservação federais de uso sustentável (IBAMA)  
■ Unidades de conservação federais de proteção integral (IBAMA)

上記地図の緑色の分布は自然保護を目的とした保護区であり、SNUC 法に定められる事項を除いて自然資源の間接的利用が認められている。

上記保護区の種類の説明は、以下のとおり。

- ・ **生態系ステーション**：自然保護・科学的研究を目的とする保護区。一般の立ち入りは禁じられているが、教育または科学的研究を目的とした訪問は、管轄機関の過去の承認記録をもとに認可される場合がある。
- ・ **生物学的保護区**：人間の直接的な介入や環境操作を行うことなしに（但し、変化した生態系の回復策や、自然界均衡・生物学的多様性・生態系プロセスの回復並びに保護に必要とされる活動は例外）保護区内での生物及びその他の自然的特性の統合的保護を目的とする。
- ・ **国立公園**：生態系学的に重要かつ景観の優れた自然生態系を保護し、科学的調査・教育/環境理解・自然との接触によるリクリエーション・生態系探索などの促進を目的としたものである。
- ・ **天然記念物**：希少な天然の牧場・特異なあるいは美しい景観の保護を目的とする。
- ・ **森林保護区**：種や生物群集の存在・原生動植物や外来動物の繁殖に必要な環境の保護を目的とする。

「**持続可能な開発の保護区**」は、自然保護と、自然資源の一部の直接使用との均衡を図ることを目的とした保護区である。持続可能な土地利用と関連する保護区は、以下の種類となる。

- ・ **環境保護区**：ある程度の人口を備え、非生物・生物・美的価値観・文化（特に生活の質に重要性を占めるもの）・人間への福利といった特性に恵まれる広域な土地が対象となる。生物学的多様性の保護・居住の統制・自然資源の持続可能な使用を目的とする。
- ・ **重要生態系保護区**：一般に、無人または人口の非常に少ない、希少な自然的特性または生物相の備わった小規模な土地である。地域に重要な自然生態系の保護や、土地利用と自然保護との均衡維持を目的としている。

・ **国有林**：大半が原生林に覆われた土地であり、森林の持続可能な複次的利用・原生林の持続可能な探査に重点を置いた科学的調査を目的としている。

・ **採取保護地**：地元の人々の自給生活（採取による自給を、農業及び小規模な家畜飼育による自給が補完するといった形）に利用される土地で、住民の生計や文化の保護と、自然資源の持続可能な利用を目的とする。

・ **動物相保護区**：動物（陸生/水生の種・固有/外来）が生息する土地で、それらの動物の持続可能な経済的管理の調査を目的とする。

Ⅵ． **持続可能な開発の保護区**：伝統的民族が居住しそれらの民族の存在が、生態系的に許容される範囲での世代的な自然資源探査に基づいている土地（SNUC の定義に基づく）で、自然保護と生物学的多様性の維持を目的とする。

Ⅶ． **自然遺産の私有保護区**：永続的な私有地で、生物学的多様性の維持を目的とする。



	ブラジル以外の諸国領土		ブラジル領土
	南米諸国		国境地帯(150km)

国境線は通常、以下の3段階を経て確立される。

- 境界線付け - 国際協定によって定める。
- 境界線設置 - 所定の場所に陸標を設定して、物理的境界線を設置。
- 特徴付け - 国境の実体化をより進化させたもの。陸標の配置を改善し、境界線を視覚的により明確なものとする。

図3 ブラジルの領土と国境

### (3) 国境地帯

ブラジルでは、国境地帯における鉱物資源の開発が制限されている。最近、開発促進のためこの制限を緩和するとの話もあったが、詳細は明らかになっていない。

歴史的に振り返ると、共和国が樹立されてからは、国境地帯の土地利用と所有に特別な条件が課されることになった。まず、1890年9月18日に制定された法律601号では、「国境線沿いの国内66km（10リーグ）の国内未開墾地帯は、無料の利権獲得が可能」と定められた。そしてその翌年には、憲法第64条によって「州に属する未開墾地のうち、国防衛・要砦化・軍事基地・連邦鉄道の敷設に不可欠な場所は連邦国家に属する」と定められた。

その後、国境関連の規制は更に進化し、1934年憲法の第166条では「ブラジル国境地帯を国境線沿いの100km範囲とし、この地帯で国家防衛最高委員会の事前承認なしで土地の利権付与や通信を行うことを禁ずる」と定められた。国家防衛最高委員会は1934年憲法に基づいて設立された機関（現在の防衛庁国家委員会にあたる）で、国境地帯での資本や労働者に関する国内資本/ブラジル人の優先保証や、防衛区で必要とされる道路貫通などを担当していた。

1937年憲法の第165条では、土地の権利や開発の規則、及び経済的探査におけるブラジル人の優遇は維持されているが、国境地帯の範囲に関しては、100kmから150kmに拡大されている（現在も適用）。

1939年には、既に確立されている国境地帯での土地の権利に関する規則の不整合性を修正するために、法令1164/39号によって土地の権利改正特別委員会（国境地帯の州・市ごとに設置され、大統領に指名・直轄される）が結成され、翌年には法令1968/40号の制定によりその権限が拡大された。この委員会は現在、国境地帯に関して土地の権利の見直しだけでなく、企業設立・通信手段や輸送機関の導入も管轄しているため、国家防衛委員会の補完的機関の役割も果たすようになっている（法令9775/46号）。

1946年憲法では、前憲法の国防に不可欠な区域に関する条項の他、「連邦法によって国防に重要と見なされる（国家防衛委員会の宣言を通して行われた）基地または軍港の市の市長は、州/特別地域の知事によって指名される」といった条項が設置された。だが、この憲法では上記の「国防に不可欠な区域」に関しては明記されず、単に「関連法が、国防に不可欠な区域を指定し、その土地の利用を統制（区域での事業は、ブラジル資本とブラジル人によるものに限るなど）する」と記されたのみで、そのような「関連法」（法律2597/55号）が登場するまでには10年近くを要することになった。この法では、1937年憲法で定められた国境地帯沿い150kmの範囲内の土地を対象に「国防に不可欠な区域」が定義されている。また、1946年憲法の第30条では、連邦国家に対し、「（国境地帯での）税歳入の最低60%を、国境地帯の市の（1）道路・公共工事、（2）教育・保健、（3）牧場開発と畜牛繁殖の分野に毎年充当する」といった義務を課している。

1967年憲法では、国境地帯に関しては特に何も新たに定められておらず、国境線での防衛の役割を連邦警察に委ねるといった条項を設置するのみにとどまっている。国境線の防衛は完全に国家防衛委員会の管轄となったため、国交地帯の統制は引き続き、法律2597/55号に基づき行われることになった。

1979年5月、法律2597/55号は法律6634号の制定によって廃止され、これによって、国境政策に関しては主に以下の3つのような変更が生じた。

- ・国境地帯において、譲渡または権利付与が可能な公有地の最大面積が、2,000haから3,000haに変更（第8条）
- ・連邦国家は、国境地帯の市における公共事業の費用の50%を負担する義務はなくなるが、（この地帯での）国防費用の負担を全額とするか一部のみとするかを定める権利を有することになる。
- ・国境地帯でのプロジェクトへの資金は、国家予算拠出のCEFF（法律6559/78号の制定によって廃止された）によってではなく、国家防衛委員会の事務局によって充当される。

1985年5月、国家防衛委員会の事務局は、省間作業グループの結成を提案した。このグループは、調査を通してソリモエス川北部とアマゾナス州の深刻な国防欠落地域を確認して対応施策を提案し、その保全とブラジル人の主権を保証する役割を担うものであった。グループの調査では、以下のような地域が国防欠落地域として確認された。

- ・Tabatinga市（AM）とOiapoque市（AP）の周辺における国境線沿い150km幅の地域。
- ・ソリモエス川とその支流、及びアマゾナス州の“川岸の端の小区域”。
- ・上記の2地域の内部奥地。

国境地域ではブラジル人、及びブラジルの機関が他地域と比べて少なくなり、それに伴った問題も発生するため、政府はこれら（国境）に関する問題の解決を優先して即時的な対応を行っている。そしてこれに従い、軍の統制によるPCNプログラム（いくつかの実施事項は社会経済的な性質となつてはいる）が確立された。

1988年憲法では、国境に関する条項が合計5条で定められている（但し、その内容は既に確立されている法規とほぼ同様のものである）が、その概要は以下のようなものとなっている。

- ・第20条「国境地帯（国境の150km幅）において、国防に不可欠な未開墾地は連邦国家に属す」といった定めが強化されている。
- ・第21条「連邦国家は、国境においては保安面だけでなく、資源の探査活動にも（認可・権利付与・ブラジルの湾岸間や国境間での水路・鉄道路

の使用の認可などの方法を通じて）権限を発揮する」といった条項が維持されている。

- ・第91条「大統領の顧問機関である防衛庁国家委員会に、国防に不可欠な区域における、利用範囲・条件・効率的な利用方法（特に、自然資源の保護及び調査の行われる国境地帯）に関する提言を委任する」と定められている。
- ・第176条 国境地帯で行われる地下鉱物資源の調査または探鉱に対する特定の条件、及びそれらの調査/探鉱結果に対する連邦国家の認可・権利付与に関する条件が定められている。

現在まで国境法として機能し続けているのは、ブラジル憲法と不整合するところが全くない法律6634/79号である。法の研究においては、「国境・国境地帯に関しては、数々の法制定が試みられてきたが、知識や財源が不足している」と指摘されている。

今日、国境地帯とその地域の社会開発は、国家統合局による地域統合プログラム事務局によって管轄されている。

## 5. NGOについて

ブラジルには多くのNGOが存在するが、鉱業と関連するNGO（非政府組織）の調査を実施したが鉱業を支援するまたは抗議する団体は特に見付からなかったと報告した。鉱業企業とNGOとの提携は年々増えているが、この大半は、鉱業活動の加速化によって引き起こされる環境影響における探掘者と地域社会との和解を目的としたものである。2002年のブラジル国内での基金及び非営利協会（FASFIL）の数は27万6,000団体、それらの全従業員数は150万人となっている。環境や地域開発に関する権利の確立や擁護を行うNGOには小規模なものが多いが、ここ10年間で著しく増加しており、1996～2002年にはその数が3倍（2,800団体 8,600団体）になっている。

## おわりに

以上が調査報告書の中から取り上げた内容の一部である。本件調査報告書全文に関しては追ってJOGMEC金属資源開発調査企画グループから発行予定である。

(2006.6.8)

